予　防　規　程

（会社名）

（給油取扱所名）

**給 油 取 扱 所 予 防 規 程**

**第１章　　総　　　則**

**（目的）**

**第１条**　この規程は、消防法第１４条の２に基づき、　　　　　　　　　　　　　取扱所（以下「当所」と

いう。）における危険物の取り扱い作業その他防火管理に必要な事項について定め、もって火災、危険物の流出、震災等の災害を防止することを目的とする。

**（適応範囲）**

**第２条**　この規程は、当所に勤務又は出入りするすべての者に適用する。

**（遵守義務）**

**第３条**　当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

**（告知義務）**

**第４条**　当所の作業員は、当所に出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させ

なければならない。

**（規程の変更）**

**第５条**　所長は、この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者等の意見を尊重

し、火災予防上支障のないように変更しなければならない。

２　所長は、規程の変更を行ったときは所轄消防署に変更の申請をして認可を受けなければならない。

**第２章　　保安の役割分担**

**（組織）**

**第６条**　当所における安全管理を円滑かつ効果的に行うため、次のとおり保安の役割分担を定めなければな

らない。

署所　長　　　　　　　　　　　　　危険物保安監督者　　　　危険物取扱者　　　　従業員

（氏名　　　　　　　） （氏名　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　 　職務代行者

　　　　　　　　　　　　　　　　 （氏名　　　　　　　）

２　所長は、前項の危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故により、不在となることを考慮し、あら

かじめその職務を代行する者を危険物取扱者の中から指定しておかなければならない。

**（所長の責務）**

**第７条**　所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに施設が適正に維

持管理されるように努めなければならない。

**（危険物保安監督者の責務）**

**第８条**　危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより保安

の維持の確保に努めなければならない。

**（危険物取扱者の職務）**

**第９条**　危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規定に定める危険物の貯蔵及び取扱

い作業の安全を確保しなければならない。

２　危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別を所内の見やすい箇所に掲示しなければならない。

**（従業員の遵守事項）**

**第10条**　従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示

に従い、適正な危険物取扱い作業及び危険物施設の維持に努めなければならない。

**第３章　　危険物の貯蔵及び取扱いの基準**

**（貯蔵及び取扱い基準）**

**第11条**　危険物を貯蔵し又は取扱う場合においては消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留

意しなければならない

　一　危険物取扱者以外の者が危険物を取扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立会うこと。

　二　給油又は注油を行うときは、必ず客等が求める油種を確認するとともに、その場を離れないこと。

　三　移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業は、当所の危険物取扱者が必ず立会い、危険物の種類及び量

を確認し、危険物がもれ、あふれ、又は飛散しないよう監視すること。

四　みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。

　五　危険物を給油又は積み降ろしするときは、自動車等のエンジン停止を確認してから行うこと。

　六　灯油を容器に小分けする場合は、消防法令で定める基準に適合した容器に注油し、注油済みの容器は

その場所に放置しないこと。

　七　給油又は注油、自動車等の転回、地下タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かない

ものとし、常に整理整頓に努めること。

**（給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項）**

**第12条**　給油又は注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油業務の支障とならないように細心の注意を払

うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。

　一　給油又は注油、自動車の点検、整備若しくは洗車と関係がないものをもっぱら対象とするような業務

を行わないこと。

　二　休日等に給油業務を行っていないときは、係員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン

などを展張すること。

　三　所内にいる客等の状況に応じ、十分な係員を配置し、その整理、誘導及び喫煙管理等を行うこと。

**（駐車）**

**第13条**　所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除きあらかじめ明示された駐車

場で行わなければならない。

**第４章　　点検及び検査その他の安全管理**

**（危険物施設の点検）**

**第14条**　危険物施設の構造及び設備等を適正に維持管理するため、別に定めるところにより点検を実施しな

ければならない。

２　（　　　　　　　）を点検責任者として定め前項の点検を実施しなければならない。

３　点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合には、使用禁止等の表示をするなど適切な

処置を行うとともに、所長に報告して修理等を行わせるようにしなければならない。

４　第１項の規定により点検を実施したときは、点検記録簿に結果を記録し、これを保存しなければならな

い。

**（改修、補修）**

**第15条**　危険物施設の改修、補修工事を行うときは、その内容に応じて必要な手続きを行わなければならな

い。

２　前項の工事を行う場合は、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立会い、工事関係者に対し

て指示をするなど監視監督を行わなければならない。

**第５章　　火災等の災害時の措置**

**（自衛消防隊）**

**第16条**　所長を消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等災害時の即応体制を整え

ておくものとし、その編成及び任務分担は、次のとおりとする。

　自衛消防隊長　　（氏名　　　　　　　　）…災害活動全般の指揮及び災害の拡大防止に関すること

　　　　　　　　 　通報・連絡班　 ……………消防機関への通報、所内・所外関係者への連絡、消防隊

　　　　　　　　　（氏名　　　　　　　　）　の誘導、情報の提供

　　　　　　　　 　避難・誘導班　 ……………顧客を敷地外に避難、誘導

　　　　　　　　　（氏名　　　　　　　　）

　　　　　　　　 　消火応急措置班　 …………初期消火、流出油防止措置

　　　　　　　　　（氏名　　　　　　　　）

**（消火活動等）**

**第17条**　消火活動等は次により行わなければならない。

　一　火災、危険物の流出等が発生した場合には、消防隊長の指揮の下に、直ちに初期消火、客等の避難・

誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急措置を講ずること。

二　危険物が所外に流出し又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人及び

車両の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡大防止、

回収等の応急措置を講ずること。

**（地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の措置）**

**第18条**　地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに危険

物の取扱い作業及び火気設備、付属設備の使用を停止しなければならない。

２　前項の措置後は、従業員及び入構者の安全を確保するとともに、次の点検を行わなければならない。

一　火災・漏えい状況の目視確認

二　施設の被害状況確認

三　計量機、ポンプ設備の点検

四　地下貯蔵タンク等からの危険物の漏えい点検（液面計・漏えい検知管・側溝等）

五　その他電気設備の点検

３　テレビ、ラジオ等から情報を収集し、知り得た情報や避難に係る対応について、従業員や入構者へ周知すること。

なお、通常使用している通信機器が使用できない場合も考慮した上、対応しなければならない。

４　従業員や入構者の安全確保等の対応として、あらかじめ避難経路、避難場所、避難方法を示しておかなければならない。

５　施設及び設備の破損が確認された場合や浸水、液状化等が発生するおそれがある場合は、施設全体の電源供給を閉止する等の出火防止措置及び危険流出防止措置を講じること。

６　津波襲来までに時間がない場合は、最低限必要な出火防止措置及び危険物流出防止措置を講じ、避難を開始すること。

７　夜間等で従業員が少ない場合の体制や、措置内容について整備すること。

８　施設の使用再開にあたっては、第２項の内容について十分に点検を行い、安全を確認した後でなければ使用してはならない。

**第６章　　移動用発電機等の使用に関する事項**

**（使用条件）**

**第19条**　使用が可能となるのは次の事項を満たした場合である。

１　地震等の大規模災害時において、緊急自動車等への給油又は避難所等の暖房燃料のための注油を目的とする場合であること。

２　移動用発電機等の使用は停電により、給油（注油）ができない場合であること。

３　施設の点検結果及び周囲の状況を勘案し、安全を確保して使用できることを危険物保安監督者（不在の場合は職務代理者）が確認している場合であること。

**（使用時の安全対策）**

**第20条**　使用時の安全対策は次によること。

１　事前に定めた場所で使用すること。

２　接地導線により、確実に接地すること。

３　使用可能な固定給油（注油）設備のみに電源供給を行うこと。

４　移動用発電機に燃料を給油する場合は、容器から行い、一旦エンジンを停止すること。

５　所内の車両誘導を適切に行い、移動用発電機等への衝突防止を図ること。

６　当該発電機のコードを接続するコンセントボックスが設置されている室内のオイル等可燃物（オイル等が染み込んだ布等を含む）を全て撤去すること。

**（維持管理及び従業員教育）**

**第21条**　維持管理及び従業員教育は次によること。

１　使用時以外の保管場所は　　　　　　　とすること。

２　点検は、第１４条の規定により実施するとともに、定期的に業者による点検を受けること。

３　第１９条及び前条について、第２２条に規定する保安教育の内容に含めて従業員に対する教育を実施すること。

**第７章　　教育及び訓練**

**（保安教育）**

**第22条**　所長は従業員に対し次により保安教育を実施するものとすること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対　象　者 | 実 施 時 間 | 内　　　　　　　　　　容 |
| 全従業員 | 年　　　回 | （１）予防規程の周知徹底  （２）火災予防上の遵守事項  （３）安全作業等に関する基本的事項  （４）各自の任務、責任等の周知徹底  （５）地震及び津波対策に関する事項  （６）その他 |
| 新入職員 | 配　属　時 |

**（訓練）**

**第23条**　訓練は、部分訓練と総合訓練とし、部分訓練は　　ヵ月に１回以上、総合訓練は　　ヵ月に１回以

上とし次により行うこと。

　一　部分訓練は、消火訓練等について行うこと。

　二　総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させ総合的に行うこと。